

○国立大学法人秋田大学総合技術部規程

(平成 19 年 3 月 14 日規則第 195 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 195 号

平成 28 年 3 月 9 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、秋田大学総合技術部(以下「総合技術部」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 総合技術部は、秋田大学(以下「本学」という。)における教育研究活動の技術支援を全学的に推進すること、及び技術系職員がもつ専門的技術を本学の共通の財産として継承・発展させ、その能力及び資質等の向上を図るとともに優れた人材確保に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規程において、「技術系職員」とは、専門的な技術を有し、その技術に基づき教育研究の支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行う者をいう。

(業務)

第 4 条 総合技術部は、次の各号に掲げる全学的な業務を行う。

- (1) 各部局技術部及び技術系職員に関わる中期計画の作成及び評価に関すること。
- (2) 技術系職員の全学的な研修の企画・実施に関すること。
- (3) 専門技術に関する情報収集・発信に関すること。
- (4) 専門技術の向上・研鑽に関すること。
- (5) 技術相談及び各部局技術部間の調整等に関すること。
- (6) その他総合技術部の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 5 条 総合技術部は、次の各号に掲げる各部局技術部で構成する。

- (1) 国際資源学研究科技術部
- (2) 教育文化学部技術部
- (3) 医学系研究科技術部
- (4) 理工学研究科技術部

2 総合技術部に、次の各号に掲げる職を置く。

- (1) 総合技術部長
- (2) 総合技術部副部長

3 前項第 2 号の職の任期は 2 年とし、再任を妨げない。なお、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(総合技術部長等の職務)

第6条 総合技術部長は、学長が指名する副学長をもって充て、総合技術部を統括する。

2 総合技術部副部長は、各部局技術部の総括技術長のうち総合技術部長が指名する者をもって充て、総合技術部長を補佐するとともに、総合技術部の業務を処理する。

(総合技術部運営委員会)

第7条 総合技術部の円滑な運営を図るため、総合技術部運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第8条 総合技術部に係る事務は、人事課の協力のもと総合技術部において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、総合技術部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に第5条第3項第2号の職に在任する者の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第195号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月9日一部改正)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。